

○符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件（平成十七年総務省告示第千二百九十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五 MHz を超え九五八 MHz 以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの送信装置の技術的条件</p> <p>1 不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="837 1164 885 1478">周波数</td> <td data-bbox="837 1478 885 2125">不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 1164 837 1478">八一〇 MHz 以下及び八九五 MHz を超えるもの</td> <td data-bbox="742 1478 837 2125"> <p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p> </td> </tr> </table>	周波数	不要発射の強度の許容値	八一〇 MHz 以下及び八九五 MHz を超えるもの	<p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>
周波数	不要発射の強度の許容値				
八一〇 MHz 以下及び八九五 MHz を超えるもの	<p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>				

<p>八一〇MHzを超え八六〇MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数（搬送波の周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。）が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 帯 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>
<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>

	<p>(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>(3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>
--	--

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄り
の端までの差の周波数とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の
空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う
無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送
信する場合

(ア) 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及び
これらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、八 八五kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベル とする。以下この表において同じ。）以下の値
一、八八五kHzを超える もの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が（一）一三デシベル以下の値

注

1 離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要発射の強度の測定
帯域の端までの差の周波数のうち最小のものとする。

2 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯（当該周波数帯において当該二

の搬送波以外の搬送波が送信されておらず、かつ、その周波数帯幅が四・九二MHz未満のものに限る。）については適用しない。

(イ) 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、八七五kHzを超え二、八七五kHz以下	任意の二五kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値

二、八七五kHzを超え九・三七五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
九・三七五MHzを超えるもの	1 九kHz以上二五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値 2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値 3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値 4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(ウ) 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二、五〇〇kHzを超え一、七〇〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値

<p>二、七〇〇 kHz を超え 三・五 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [14+15 \times (\Delta f - 2.7)] \text{ デシベル}$ <p>Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>三・五 MHz を超え七・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [13+1 \times (\Delta f - 3.5)] \text{ デシベル}$ <p>Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz を超え八・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [17+10 \times (\Delta f - 7.5)] \text{ デシベル}$ <p>Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>八・五 MHz を超え一一・五 MHz 以下</p> <p>一一・五 MHz を超えるものの</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二七デシベル以下の値</p> <p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力</p>

	<p>注 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>力が(一)一三デシベル以下の値 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満 4 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値</p>
<p>周波数 八八五MHz以下(八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。)及び九五八MHzを超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>1 帯 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数 1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2) 帯 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 帯 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数 (1) 帯 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 帯 空中線電力が二五ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値か</p>

<p>八八五 MHz を超え九五八 MHz 以下（八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下及び九一五 MHz を超え九二五 MHz 以下を除く。）</p>	<p>八二五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下及び九一五 MHz を超え九二五 MHz 以下</p>
<p>1) 離調周波数が一、九八〇 kHz 未満の周波数</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>2) 任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>	<p>1) 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯 任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数</p> <p>2) 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>1) 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯 任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数</p> <p>2) 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>

無線局の種別	周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	八二〇MHzを超え八六〇MHz以下(八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。)	<p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>
	八三二MHzを超	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄り端までの差の周波数とする。

2| 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の隣接チャネル漏えい電力の値は、次の表に定めるとおりとする。

置
任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値

		陸上移動局	
え八五MHzを超え九五八MHz以下	え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下	
1] 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置がい値	満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2] 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置がい値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置がい値	2] 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置がい値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置がい値	1] 離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2] 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置がい値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置がい値 (3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置がい値

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

	<p>下(八八七MHz)を超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が一・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>
<p>3) データ伝送速度は、次のとおりとする。</p>	<p>(1) 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置</p> <p>回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、毎秒一四四キロビット以下であり、かつ、システム能力として毎秒二メガビット以下であること。</p>	<p>(2) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置</p> <p>一の搬送波ごとに毎秒四・八キロビット以上であり、かつ、システム能力として、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては一の搬送波ごとに毎秒四・九一五二メガビット以下、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては一の搬送波ごとに毎秒一・八四三二メガビット以下であること。</p>
<p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</p>		

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあっては、一、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下の周波数においては(一)五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下(一)、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数を使用する基地局にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあっては、一、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下の周波数においては(一)五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

イ 陸上移動局の送信装置	離調周波数	(略)	一二・五MHz以上(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)
		不要発射の強度の許容値	(略)
		(略)	一二・五MHz以上(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)
		不要発射の強度の許容値	(略)
		(略)	一二・五MHz以上(八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)
		不要発射の強度の許容値	(略)

イ 陸上移動局の送信装置	離調周波数	(略)	一二・五MHz以上(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)
		不要発射の強度の許容値	(略)
		(略)	一二・五MHz以上(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)
		不要発射の強度の許容値	(略)
		(略)	一二・五MHz以上(八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)
		不要発射の強度の許容値	(略)

波数の電波を使用する
基地局にあつては、一、
八八四・五MHz以上一、
九一五・七MHz以下)

<p>一二・五MHz以上(九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上(九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五二〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上(一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上(一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

<p>一二・五MHz以上(九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上(九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五二〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上(一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上(一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

	<p>一二・五MHz以上（一）、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	

<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	
---	--

<p>一二・五 MHz 以上（一）、 九二〇 MHz を超え二、一</p>	
<p>（略） 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、八</p>	<p>トを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

<p>一二・五 MHz 以上（一）、 九二〇 MHz を超え二、一</p>	
<p>（略） 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、八</p>	

<p>七〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>○五MHz以上一、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値</p> <p>(略)</p>
<p>注 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値であること。</p> <p>(2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの無線局の送信装置</p> <p>ア 基地局の送信装置</p> <p>離調周波数(搬送波の周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。)</p> <p>七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満</p> <p>一、九八〇kHz以上四MHz以下</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>1 空中線電力が二八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル以下の値</p> <p>2 空中線電力が二八デシベルを超え三三デシベル以下の送信装置</p>

<p>七〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>○五MHz以上一、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値</p> <p>(略)</p>
<p>注 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値であること。</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>1 空中線電力が二八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル以下の値</p> <p>2 空中線電力が二八デシベルを超え三三デシベル以下の送信装置</p>

	<p>任意の100 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値</p> <p>3 空中線電力が三三デシベルを超える送信装置</p> <p>任意の100 kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>
<p>四 MHzを超えるもの</p>	<p>1 九 kHz以上一五〇 kHz未満</p> <p>任意の1 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz以上三〇 MHz未満</p> <p>任意の10 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz以上一、〇〇〇 MHz未満</p> <p>任意の1000 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇 MHz以上五 GHz未満</p> <p>任意の1、000 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

イ 陸上移動局の送信装置

(7) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

A| 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

<p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>八八五 kHzを超え一、八八五 kHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が六デシベル(一ミリワットを〇デシベル</p>

	とする。以下この表において同じ。) 以下の値
一、八八五kHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注

- 1| 離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の端までの差の周波数のうち最小のものとする。
- 2| 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯(当該周波数帯において当該二の搬送波以外の搬送波が送信されておらず、かつ、その周波数帯幅が四・九二MHz未満のものに限る。)については適用しない。

B| 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、八七五kHzを超え二、八七五kHz以下	任意の二五kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
二、八七五kHzを超え九・三七五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
九・三七五MHzを超えるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値 2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値 3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値 4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発

射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

C) 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

<p>離調周波数 二、五〇〇kHzを超え二、七〇〇kHz以下</p>	<p>不要発射の強度の許容値 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 — [14+15×(Δf −2.7)] デシベル Δfは、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>
<p>二、七〇〇kHzを超え三・五MHz以下</p>	<p>任意の二、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 — [13+1×(Δf −3.5)] デシベル Δfは、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>
<p>三・五MHzを超え八・五MHz以下</p>	<p>任意の二、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 — [17+10×(Δf −7.5)] デシベル Δfは、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>
<p>八・五MHzを超え二二・五MHz以下</p>	<p>任意の二、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一七デシベル以下の値</p>

<p>の) 一・五 MHz を超えるもの</p>	<p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一二デシベル以下の値 2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力 が (一) 一二デシベル以下の値 3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電 力が (一) 一二デシベル以下の値 4 一、〇〇〇 MHz 以上五 GHz 未満 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平 均電力が (一) 一二デシベル以下の値</p>
<p>離調周波数 八八五 kHz 以上一、九八 〇 kHz 未満 一、九八〇 kHz 以上四 MHz 以下</p>	<p>不要発射の強度の許容値 任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空 中線電力より四二デシベル以上低い値又は任 意の一、二三〇 kHz の帯域幅における平均電力 が (一) 五四デシベル以下の値 任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空 中線電力より五四デシベル以上低い値又は任 意の一二三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五四デシベル以下</p>
<p>四 MHz を超えるもの</p>	<p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一二デシベル以下の値 2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力 が (一) 一二デシベル以下の値 3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満</p>

注 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不
要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(4) (7) 以外の場合

任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値 4) 一、000MHz以上五GHz未満 任意の一、000kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(3) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置	離調周波数	不要発射の強度の許容値	(略)	二、二五〇kHzを超えるもの
	(略)	(略)	(略)	(略)
	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	(略)	(略)

イ 陸上移動局の送信装置(一、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

(2) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置	離調周波数	不要発射の強度の許容値	(略)	二、二五〇kHzを超えるもの
	(略)	(略)	(略)	(略)
	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	(略)	(略)

イ 陸上移動局の送信装置

離調周波数	一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	不要発射の強度の許容値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、九八〇kHzを超え四MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
四MHzを超えるもの	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における	

拡散符号速度	毎秒一・二二八八メガチップ	離調周波数	一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	不要発射の強度の許容値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、九八〇kHzを超え四MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	四MHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
八六〇MHz以上八九五MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯					

平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	

毎秒三・六八 六四メガチツ ブ	二、五〇〇kHz を超え二、七 〇〇kHz以下	域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
二、七〇〇kHz	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

<p>を越え三・五MHz以下</p>	<p>力が、次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[14+15 \times (\Delta f - 2.7)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が、次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[13+1 \times (\Delta f - 3.5)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
<p>三・五MHzを越え七・五MHz以下</p>	<p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が、次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[17+10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
<p>七・五MHzを越え八・五MHz以下</p>	<p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が、次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[17+10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
<p>八・五MHzを越え一・二・五MHz以下</p>	<p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一七デシベル (一ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>一・二・五MHzを越えるもの</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の1kHzの帯域幅におけ</p>

<p>る平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値</p>	<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値</p>	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。)(の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値</p>	<p>八六〇MHz以上八九五MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz未満(一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)(の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値</p>	<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力</p>
---	--	--	---	--	--

ウ 陸上移動局の送信装置（一、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、九八〇kHzを超え四MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
四MHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯において

が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

<p>ては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>七七三MHz以上八〇三MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以</p>

下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(4) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、二五〇kHzを超えるもの	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一

(3) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、二五〇kHzを超えるもの	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合には一、八八四・

ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

注 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

イ 陸上移動局の送信装置

(ア) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの
の無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

A 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差(単位MHz)と三・五の積の周波数を超えるもの	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz未満(一、</p>

五MHz以上一、九一五・七MHz以下)を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

注 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

イ 陸上移動局の送信装置

(ア) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの
の無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

A 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差(単位MHz)と三・五の積の周波数を超えるもの	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz未満(一、</p>

	<p>八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
--	--

注1・2 (略)

3 一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

<p>離調周波数 (略)</p> <p>九・三七五 MHz を超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値 (略)</p> <p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平</p>
--	---

B 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

	<p>八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 (一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下) を除く。 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値</p>
--	--

注1・2 (略)

3 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合には、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

<p>離調周波数 (略)</p> <p>九・三七五 MHz を超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値 (略)</p> <p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 (一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合には一、八八</p>
--	--

B 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

均電力が(一)三〇デシベル以下の値

注1 (略)

2 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

C 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一二・五MHzを超えるもの	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)</p>

四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)を除く。 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
--

注1 (略)

2 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

C 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一二・五MHzを超えるもの	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数</p>

	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
--	---

注1 (略)

2 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

(イ) (ア)以外の場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、九八〇kHzを超え二、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
二、二五〇kHzを超え四MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値

	の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
--	--

注1 (略)

2 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

(イ) (ア)以外の場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、九八〇kHzを超え二、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
二、二五〇kHzを超え四MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値

拡散符号速度
毎秒一・二二二
八メガガッツ

<p>四MHzを超えるもの</p>	<p>— $[13+1 \times (\Delta f - 2.25)]$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。) Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。) の周波数帯においては任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 六七デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。 ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>

<p>四MHzを超えるもの</p>	<p>— $[13+1 \times (\Delta f - 2.25)]$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。) Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。) の周波数帯においては任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 六七デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。 ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>

<p>九三五 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数帯においては、九三五・二 MHz 以上九六〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数百二十五波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 七九デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。ただし、当該百二十五波のうち任意の五波については、一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下及び一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 七二デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、</p>
--	--	--

<p>六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>九三五 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数帯においては、九三五・二 MHz 以上九六〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数百二十五波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 七九デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。ただし、当該百二十五波のうち任意の五波については、一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下及び一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 (一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下) を除く。) の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 七二デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。ただし、当該三</p>
---	--	---

一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が
 (二)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベ
 ルとする。)以下の値

毎秒三・六八
 六四メガチツ
 プ

二、五〇〇 kHz
 を超え二、七
 〇〇 kHz 以下

二、七〇〇 kHz
 を超え三・五
 MHz 以下 (三・
 〇八 MHz を除
 く。)

三・〇八 MHz

三・五 MHz を超
 え七・五 MHz 以
 下

百七十六波の周波数のうち任意の五波
 については、一、〇〇〇 kHz の帯域幅に
 おける平均電力が (一)三〇デシベル
 (一ミリワットを〇デシベルとする。)
 以下の値

任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電
 力が (一)一四デシベル(一ミリワッ
 トを〇デシベルとする。)以下の値

任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電
 力が次の式により求められる値以下の
 値

— $[14+15 \times (|\Delta f| - 2.7)]$ デシ
 ベル (1 ミリワットを 0 デシベルとす
 る。)

Δf は、搬送波の周波数から測定帯
 域の最寄りの端までの差の周波数 (単
 位 MHz) とする。

三・八四 MHz の帯域幅における平均電力
 が空中線電力より三三デシベル以上低
 い値

任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における
 平均電力が次の式により求められる値
 以下の値

— $[13+1 \times (|\Delta f| - 3.5)]$ デシ
 ベル (1 ミリワットを 0 デシベルとす
 る。)

Δf は、搬送波の周波数から測定帯
 域の最寄りの端までの差の周波数 (単
 位 MHz) とする。

<p>七・五 MHz を超え八・五 MHz 以下（八・〇八 MHz を除く。）</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [17 + 10 \times (\Delta f - 7.5)] \text{ dBm}$ <p>（1 ミリワットを 0 デシベルとする。）</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数（単位 MHz）とする。</p>
<p>八・〇八 MHz</p>	<p>三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四三デシベル以上低い値</p>
<p>八・五 MHz を超え一・二・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一・二・五 MHz を超えるもの</p>	<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（九二五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルと</p>

<p>する。)以下の値</p>	<p>九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値</p>	<p>九三五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数帯においては、九三五・二MHz以上九六〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数百二十五波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七九デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値。ただし、当該百二十五波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一)、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz(以下)を除く。)(周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHz</p>
-----------------	--	---	---

注1 (略)

2 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

2 七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

(表略)

3 基地局の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

注1 (略)

	<p>三 帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>二 帯域幅における平均電力が(一)七二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三波の帯域幅において平均電力が(一)七一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。</p>	<p>一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

2 七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

(表略)

3 基地局の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの基地局の送信装置(八・一五MHzを超え八・九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く)

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(十)一・二五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、不要発射の強度の許容値以下であること。

4 データ伝送速度は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの無線局の送信装置

イ 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、毎秒一四四キロビット以下であり、かつ、システム能力として毎秒二メガビット以下であること。

ロ 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

一の搬送波ごとに毎秒四・八キロビット以上であり、かつ、システム能力として、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあっては一の搬送波ごとに毎秒四・九一五二メガビット以下、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあっては一の搬送波ごとに毎秒一・八四三二メガビット以下であること。

三 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、時分割・

- (1) (略)
- (2) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの基地局の送信装置

希望波を定格出力で加えた状態の下で、搬送波の数が一のものにあつては希望波から(十)一・二五MHz、搬送波の数が三のものにあつては希望波から(十)三・七五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、不要発射の強度の許容値以下であること。

4 データ伝送速度は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

イ 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、毎秒一四四キロビット(搬送波の数が三のものにあつては、毎秒三八四キロビット)以下であり、かつ、システム能力として毎秒二メガビット以下であること。

ロ 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置
第一項第三号(2)の規定を適用する。

三 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、時分割・

符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下及び二、一〇〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
離調周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一二・五MHz以上	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下及び二、一〇〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
離調周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一二・五MHz以上	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

注 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

ウ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

(ア) 陸上移動局対向器に係るもの

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値
一、〇〇〇MHz以上一 二・七五GHz未満（一、 八八四・五MHz以上一、 九一五・七MHz以下を除く。）	(略)
一、八八四・五MHz以上 一、九一五・七MHz以下	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
(イ) 基地局対向器に係るもの	不要発射の強度の許容値
周波数 (略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯にお

八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

注 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

ウ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

(ア) 陸上移動局対向器に係るもの

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値
一、〇〇〇MHz以上一 二・七五GHz未満（一、 八八四・五MHz以上一、 九一九・六MHz以下を除く。）	(略)
一、八八四・五MHz以上 一、九一九・六MHz以下	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
(イ) 基地局対向器に係るもの	不要発射の強度の許容値
周波数 (略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯にお

<p>二・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。）</p>	<p>いて、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下</p>	<p>離調周波数が一二・五 MHz 以上の周波数帯において、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）五一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>(2) 拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの無線局の送信装置</p> <p>ア 基地局の送信装置</p>	
<p>周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満（一、四二七・九 MHz 以上一、四五二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz 以上一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、一、九二〇 MHz 以上一、九八〇 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）</p>	<p>(略)</p> <p>離調周波数が二五 MHz 以上の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシ</p>

<p>二・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。）</p>	<p>いて、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p>	<p>離調周波数が一二・五 MHz 以上の周波数帯において、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）五一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>(2) 拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの無線局の送信装置</p> <p>ア 基地局の送信装置</p>	
<p>周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満（一、四二七・九 MHz 以上一、四五二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz 以上一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下、一、九二〇 MHz 以上一、九八〇 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）</p>	<p>(略)</p> <p>離調周波数が二五 MHz 以上の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシ</p>

	イ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものを除く。） 離調周波数 （略） 二五・〇MHz以上	（略） （略） （略） 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下を除く。）の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
--	---	---

注 一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

ウ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）
（ア） 陸上移動局対向器に係るもの

周波数 （略）	（略） （略） （略） 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下を除く。）	不要発射の強度の許容値 （略） （略） （略） 離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五MHz以上	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯におい	

	イ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものを除く。） 離調周波数 （略） 二五・〇MHz以上	（略） （略） （略） 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下）を除く。）の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
--	---	---

注 一、八八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

ウ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）
（ア） 陸上移動局対向器に係るもの

周波数 （略）	（略） （略） （略） 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下を除く。）	不要発射の強度の許容値 （略） （略） （略） 離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五MHz以上	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯におい	

一、九一五・七MHz以下	て、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
--------------	---

(イ) 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(3) 拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、七四四・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

一、九一九・六MHz以下	て、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
--------------	---

(イ) 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(3) 拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

2 4 (略)	イ 陸上移動局の送信装置	周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)	以下を除く。 (略)
	一、八八四・五MHz以上 一、九一五・七MHz以下	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
2 4 (略)	イ 陸上移動局の送信装置	周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)	以下を除く。 (略)
	一、八八四・五MHz以上 一、九一九・六MHz以下	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値